

清 香 会 会 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は大阪府立夕陽丘高等学校同窓会清香会と称する。
- 第 2 条 本会の所在地は、大阪市天王寺区北山町10-10 大阪府立夕陽丘高等学校清香会館とし、同会館内に事務局を置く。必要に応じて地方に支部を設けることができる。ただし、支部に関する規定は、本会則に抵触しない範囲内で別に定める。
- 第 3 条 本会は会員相互の親交を深め、互いに人格の向上を計りながら母校と社会の発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会は第3条の目的のために次の事業を行う。
1. 母校支援。
 2. 会誌・名簿の発行。
 3. 会員相互の懇親会。
 4. 母校及び同窓会に関する資料の収集、管理。
 5. その他、必要と認めた事業。

第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会は次の会員で組織する。
1. 通常会員 大阪府立夕陽丘高等女学校各科(本科、高等科、研究科、補習科)並びに大阪府立夕陽丘高等学校及び同併設中学校の卒業生又は修了者。
 2. 準会員 大阪府立夕陽丘高等女学校各科並びに大阪府立夕陽丘高等学校及び同併設中学校の中途退学者又は修了者で、本人が希望し、同期の幹事の推薦により幹事会が承認した者。
 3. 特別会員 大阪府立夕陽丘高等女学校及び大阪府立夕陽丘高等学校の現・旧職員。
- 第 6 条 本会員は住所、その他変動のあった場合はただちに本会に通知する。

第 3 章 役 員

- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|----------|-----|----------------------|
| 1. 名誉会長 | 1名 | } 通常会員中より幹事会に於て選出する。 |
| 2. 顧問 | 若干名 | |
| 3. 会長 | 1名 | |
| 4. 副会長 | 5名 | |
| 5. 書記 | 3名 | |
| 6. 庶務 | 3名 | |
| 7. 会計 | 3名 | |
| 8. 会計監査 | 2名 | |
| 9. 広報 | 3名 | |
| 10. 特別委員 | 若干名 | |
- 第 8 条 本会役員の任務は次の通りである。
1. 名誉会長 学校を代表して本会の相談に応じる。
 2. 顧問 本会の相談に応じる。
 3. 会長 本会を代表し、会務を統括する。
 4. 副会長 会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。
 5. 書記 会議録を作成し、これを保管する。
 6. 庶務 本会の庶務を担当する。
 7. 会計 本会の会計を担当する。
 8. 会計監査 本会の会計を監査する。
 9. 広報 本会の広報を担当する。
 10. 特別委員 本会の特別必要と認める業務を担当する。
- 第 9 条 第7条で定めた役員によって構成される役員会は次の事項を行う。
1. 予算、決算の立案、作成。
 2. 会務の立案。
 3. 幹事会の招集。
 4. その他、緊急を要する事項。ただしその場合は幹事会の承認を得なければならない。

- 第 10 条 本会役員の任期は2年とする。
但し、特別委員の任期は担当する業務が終了する迄とする。

第 4 章 幹 事

- 第 11 条 本会に幹事及び常任幹事を置く。
1. 幹事は各期卒業時クラス単位で2名を選ぶ。
2. 常任幹事は同期幹事中より2名を選ぶ。
- 第 12 条 第7条及び第11条で定めた役員及び常任幹事によって構成される幹事会は次の事項を行う。
1. 会員相互の連絡。
2. 役員の選出及び承認。
3. 予算案、決算案の審議、議決、承認。
4. 会務の審議、議決、承認。
5. その他必要と認めた事項。
- 第 13 条 幹事会の議長は、幹事中より会長が委嘱する。

第 5 章 総 会

- 第 14 条 総会は年1回とする。ただし幹事会に於て、必要と認めた場合、臨時に開くことができる。
- 第 15 条 総会に於いては、次の事項を行う。
1. 幹事会決議事項の報告、承認。
2. 懇親会の開催。
3. その他必要と認めた事項。

第 6 章 会 計

- 第 16 条 本会の経費は入会費、年会費及び寄附金を以ってこれにあてる。
- 第 17 条 本会の入会費は、通常会員は卒業時に、準会員は入会時にこれを納める。
- 第 18 条 既納の会費・寄附金は返さない。
- 第 19 条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第 7 章 附 則

- 第 20 条 本会則は総会の決議により変更ができる。
- 第 21 条 すべての会議の議事は出席者の過半数で決議し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 第 22 条 会員中より本会に特別功労のあった者を顧問に推すことがある。
- 第 23 条 学校内規により選出された現職員に連絡係を依頼する。
- 第 24 条 本会則の施行に必要な細則は別に定める。
- 第 25 条 本会則は平成25年4月1日より施行する。

会則改訂の記録

昭和44年4月1日に施行され、第26条より31条の改訂を経た前会則を整理、改訂を加え、平成24年4月15日の幹事会及び同年11月3日の総会の承認を得て、本会則は平成25年4月1日より施行する。